

民生常任委員会説明資料

(議案説明資料)

	(頁)
◎議案第30号 横須賀市不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための条例中改正について……………	1
◎議案第37号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例中改正について……………	4
◎議案第38号 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例中改正について	
◎議案第39号 認定こども園の要件を定める条例中改正について ……	7

令和5年(2023年)3月7日

民生局福祉こども部

◎議案第 30 号 横須賀市不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための条例
中改正について

【福祉総務課】

1 改正の理由

これまでのいわゆる「ごみ屋敷」対応の中で、条例に基づき行政手続を進め不良な生活環境が解消した後に、再び不良な生活環境となった事例が発生しています。

このような再発事例においても、物の堆積等を行うことにより、建築物等における不良な生活環境を生じさせている方(事業者を除く。以下、「堆積者」という。)に市の支援を受け入れていただけない場合には、改めて条例に基づく、指導、勧告、命令、そして代執行といった手続を踏み、不良な生活環境の解消を目指すことになります。この一連の手続においては、堆積者の自主的な対応を待つ期間などがあることから、一定の時間を要することとなり、この間、近隣住民には不良な生活環境を受忍していただかなければなりません。

以上のことから、近隣住民の受忍限度を勘案し、行政手続の迅速・適正化を図るための条例改正を行います。

2 改正の概要

条例に基づく命令を受けた後に不良な生活環境を解消した場合において、解消したと認めた日又は代執行が終了した日から1年以内に当該建築物等が再び同一の堆積者により不良な生活環境となったときは、行政指導(指導及び勧告)を行うことなく命令を行うことができるようにします。

この行政手続の迅速・適正化により、近隣住民が不良な生活環境の影響を受け続ける期間の短縮が期待できます。

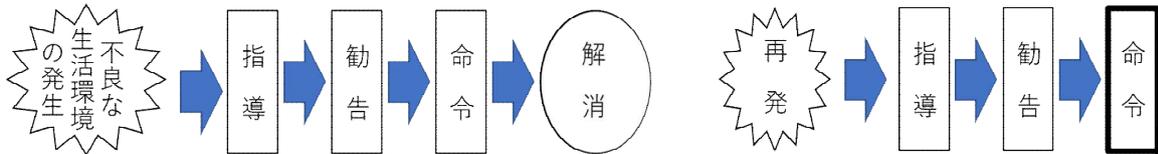
なお、公権力の行使による私権の制限を慎重に行うため、命令を受けたことがない案件及び命令を受けた後に解消し1年を超えてから再発した案件については、現行条例どおりの対応を継続します。

3 施行期日

令和5年7月1日

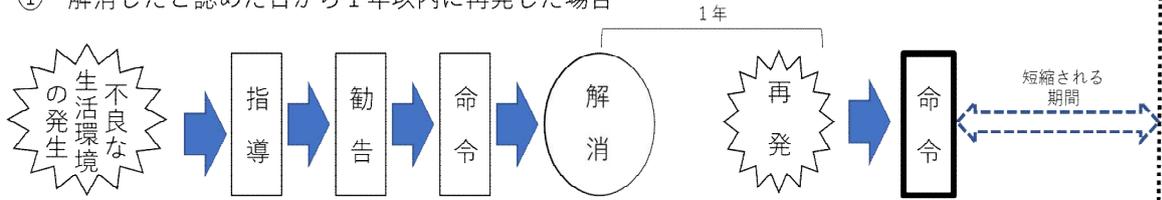
4 条例改正イメージ

【現行条例】

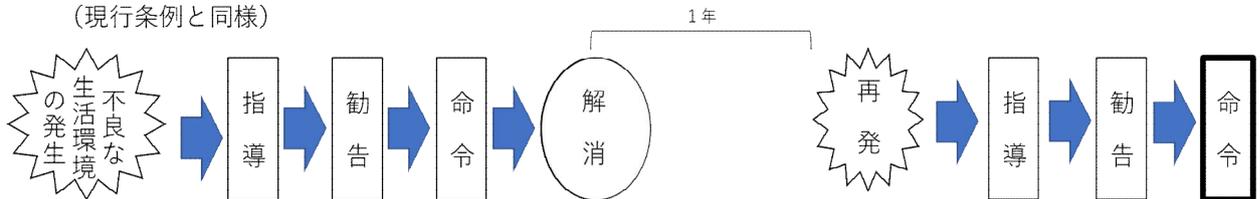


【改正条例】

① 解消したと認めた日から1年以内に再発した場合



② 解消したと認めた日から1年を超えて再発した場合
(現行条例と同様)



5 新旧対照表

(下線部分は改正箇所)

旧	新
<p>(命令)</p> <p>第10条 市長は、前条第2項の規定による勧告をした場合において、なお不良な生活環境が解消していないと認めるときは、堆積者に対して、期限を定めて不良な生活環境を解消するための措置をとるべきことを命ずることができる。</p>	<p>(命令)</p> <p>第10条 市長は、前条第2項の規定による勧告をした場合において、なお不良な生活環境が解消していないと認めるときは、堆積者に対して、期限を定めて不良な生活環境を解消するための措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>2 <u>前項の規定による命令に係る不良な生活環境が解消したと市長が認めた日又は第12条第1項の規定による代執行が終了した日から1年以内に、当該建築物等が再び同一の堆積者により生じる不良な生活環境にあると市長が認めたときは、前項の規定にかかわらず、市長は、前条第1項に規定する指導及び同条第2項の規定による勧告を行うことなく、堆積者に対して、期限を定めて不良な生活環境を解消するための措置をとるべきことを命ずることができる。</u></p>
<p>2 市長は、前項の規定により命令を行うときは、あらかじめ第13条第1項に規定する審議会の意見を聴かなければならない。</p>	<p>3 市長は、前2項の規定により命令を行うときは、あらかじめ第13条第1項に規定する審議会の意見を聴かなければならない。</p>

旧	新
<p>(公表)</p> <p>第11条 市長は、前条第1項の規定による命令を受けた者(以下「義務者」という。)が、正当な理由なくその命令に係る措置をとらなかったときは、次に掲げる事項を公表することができる。</p> <p>(1号以下略)</p> <p>(代執行)</p> <p>第12条 市長は、第10条第1項の規定により必要な措置を命じた場合において、義務者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の規定により、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれを行わせることができる。</p> <p>(2項略)</p>	<p>(公表)</p> <p>第11条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による命令を受けた者(以下「義務者」という。)が、正当な理由なくその命令に係る措置をとらなかったときは、次に掲げる事項を公表することができる。</p> <p>(1号以下略)</p> <p>(代執行)</p> <p>第12条 市長は、第10条第1項又は第2項の規定により必要な措置を命じた場合において、義務者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同条第1項又は第2項の期限までに完了する見込みがない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の規定により、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれを行わせることができる。</p> <p>(2項略)</p>